

# 飛騨市スポーツ協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、飛騨市スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第36条第2項の規定に基づき賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本会の目的及び事業の趣旨に賛同して入会した個人、法人及びその他の団体とする。

(入会)

第3条 賛助会員の入会については、随時受け付けるものとする。

- 2 本会の目的及び事業の趣旨に賛同して入会しようとするものは、「賛助会員加入申込書」（様式一1）により申し込むものとする。
- 3 前項にかかわらず、本会の指定口座に会費を振り込むことにより、加入申込書に替えることができるものとする。

(会費)

第4条 賛助会員の会費については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人会員は、年額2,000円を1口とし、1口以上を納入するものとする。
- (2) 法人会員及びその他の団体会員は、年額5,000円を1口とし、1口以上を納入するものとする。
- (3) 会費は、本会の指定口座に振り込むことにより納入するものとする。ただし、本会事務局に会費を持参することは妨げない。
- (4) 入会した会計年度の翌年度以降の会費については、原則として毎年5月末日までに納入するものとする。

(賛助会員に対する特典等)

第5条 賛助会員に対する特典等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 賛助会員名については、広報紙や本会ホームページ、スポーツ協会作成資料等に随時掲載し紹介することができるものとする。
- (2) 賛助会員に対して、本会作成の広報紙を送付する等、本会のスポーツに関する情報を随時提供するものとする。

(会費の用途)

第6条 第4条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の事業に充てるも

のとする。

(退会)

第7条 賛助会員は、「賛助会員退会届」(様式—2)を本会に提出することにより、退会することができるものとする。

2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既納の会費はこれを返還しないものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は令和3年5月10日から施行する。